

令和7年 築上町教育委員会（4月定例会）議事録

1. 日 時 令和7年 4月22日（火） 午前9時開会
2. 場 所 築上町役場 議会委員会室
3. 出席委員 麥田 猛美 教育長職務代理者、折本 美佐子 委員、小林 正尚 委員、
鱒渕 尚徳 委員、久保 ひろみ 教育長
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴者 なし
6. 事務局出席者 則松 裕司 学校教育課長、種子 祐彦 生涯学習課長、
樽本 知也 教育施設整備室長、濱田 健太郎 学校教育課参事、
脇山 千賀子 生涯学習課参事、中原 寿浩 学校教育課課長補佐、
奥村 一生 生涯学習課課長補佐、藤江 崇 教育施設整備室課長補佐、
岡部 勇祐 学校教育係長、野村 仁資 スポーツ振興係長、
岡部 孝徳 社会教育係長、寺門 東 指導主事、上原 泰 指導主事、
木下 寿一郎 地域活動指導員、毛利 克裕 図書館長、
舛川 千菜美 企画計画係長、神崎 昇平 企画計画係主事

7. 会議内容

(1) 開 会

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、定刻になりましたので、築上町教育委員会令和7年4月定例会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、不祥事防止対策検討委員会に引き続き、定例会に御出席をいただきましてありがとうございます。

本日は、報告事項が3件、議案が7件、協議事項が3件でございます。

なお、本日は定例会終了後、委員協議会を開催いたします。長時間の会議となりますが、よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議の議事録署名人を、会議規則第11条第2項の規定により、折本委員を

議事録署名人に指名いたします。

それでは、本日の会議次第を御覧ください。

委員の皆様にお諮りします。協議事項3、築上町図書館条例の全部を改正する条例の制定については、関連する議案が議会に上程前でございますので、非公開で審議、協議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議ないものと認めます。

なお、非公開案件につきましては、公開案件の終了後に協議させていただきます。

（2）前回議事録の承認

○教育長（久保 ひろみ君） では、2点目の前回議事録の承認でございます。事務局からお願いします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。

令和7年3月臨時会の議事録を事前にタブレットのほうにアップしております。皆さん、御確認いただけましたでしょうか。よろしくをお願いします。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま、事務局から前回議事録について報告がございました。承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。前回議事録は、承認されました。

（3）教育長報告

報告1 教育長会議報告ほか

○教育長（久保 ひろみ君） それでは続いて、教育長報告に移りたいと思います。

私のほうから報告させていただきます。

前回の教育委員会以降、4月4日には子ども会の総会がありまして、出席をさせていただきました。単位子ども会が年々減っているという状況の中で、子ども会をどうしていくかということで、熱心に協議がされました。また、4月8日には、築上西高等学校の入学式に出席をさせていただきました。そして、9日は中学校の入学式、本当に御出席ありがとうございました。また、10日は小学校の入学式がありました。本当にありがとうございました。

そして、4月14日には福岡県市町村教育委員会連絡協議会が、吉塚の県庁の3階の講堂でございまして、県の施策等についての説明、そして、この連絡協議会の事業について協議がなされました。また、同日に開催された教育長会議の資料をアップをさせていただいているところです。

資料のほうは、教育長会議の報告ということで、210ページにわたる資料をアップさせていただいて、事前に御覧になっていただいたかと思いますが、特に詳細に説明する必要のあるもの

はございませんので、また、この資料を御覧になりまして、御質問等がありましたら出していただければと思っております。

以上が、教育長会議の報告でございます。この件について御質問等、今の段階であればお受けしたいと思いますが、どうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） よろしいですか。ちょっと多いですので、また後ほどありましたら、遠慮なく御質問のほういただきたいと思っております。

（４）事務局報告

報告２ 指導主事報告

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、続いて、報告２、指導主事報告をお願いいたします。

○学校教育課参事（濱田 健太郎君） 学校教育課参事の濱田でございます。

資料につきましては、参事指導主事報告の中にあるファイルを御覧ください。

その中に、「01令和7年築上町教育振興基本計画基本方針1について」というのがございます。こちらにありますように、本年度のキャッチコピーということで、わくわくというところを書いております。そういったところを用いながら、授業観の転換、子どもの伴走者へというところを大事にしながら、個別最適な学びと協働的な学びを大事にして、STEAM教育につなげていくというところを、先日の校長会でもお話をしているところです。

その基盤としては、大事にしておりますICTの活用があるということで、こういった方針に基づきまして、様々な教育活動を学校にも展開していただきたく、教育委員会としても提案をしているところでございます。こういった活動がきちんとなされていくために、指導主事の職務の分担をしておりますので、そちらについての概要について説明をいたします。

もう一つの02がついているファイルのほうを御覧ください。こちらに、私参事と指導主事3名の職務内容の整理をしております。

1の教育委員会事務局に関することについては、事務局として課長、主担当が濱田となっております。学校訪問等についてが含まれております。

2の学習指導に関することは、学力向上に関すること、英語に関すること、体力向上に関すること、そういった学力に関する全般的なことについては寺門指導主事、その中で、STEAM教育の推進につきましては、私、濱田のほうを担当することとなっております。

3の生徒指導に関することにつきましては上原指導主事、人権教育につきましても上原指導主事、教育相談につきましても上原指導主事ということになっております。

教職員の研究・研修に関することにつきましては、町の教育委員会主催の研修会、山本教授をお迎えしての研修会でございますが、そういったものや、次世代リーダー養成講座については濱

田となっております。

その他といたしましては、教職員に関する人事評価等に関しては寺門指導主事、特別支援教育については濱田、各学校の経営運営についても濱田、論文については寺門指導主事、部活動改革については上原指導主事、国際交流が濱田、コミュニティ・スクールについては上原指導主事となっております。

次に、学校再編DXの件につきましては、課長、濱田、宮内指導主事、管理係長等を含めまして、協働的に進めてまいります。また、DX推進につきましては、主担当が濱田となっております。最後、スポコン広場の担当が上原指導主事というふうとなっております。

簡単ですが、私からの報告は以上です。

○指導主事（寺門 東君） 続いて、指導主事の寺門でございます。よろしくお願いいたします。

資料はございませんが、今年、本町が受けている事業の中に、道德教育の課題に応じた市町村による実践的研究という事業を受けております。築城中学校と上城井小学校は道德の授業を公開し、京築地区の各学校の道德教育の推進教員が授業研究を見に来るといような、そのような形になっております。上城井小学校はまだ日にちが確定していませんが、10月29日の予定、築城中学校は、11月12日か13日で検討しているところでございます。正式には5月7日に会議がございますので、そこで決定いたします。

2点目ですが、4月17日に全国学力状況調査を無事に終えました。今年度から中学校2年生の理科をタブレットで行うCBTの形式で行いました。中学校も大変準備に追われていたみたいですが、何とか滞りなく終わることができたようでございます。また結果については、9月ぐらいに御報告したいと思います。

最後になりますが、県の学力状況調査、これが全てCBTで行うということで、本日は、椎田小学校と小原小学校で、事前のCBT体験をしており、今日と明日と明後日で、全小中学校10校とも行う予定になっております。私も前日の確認とか、そういうことでいろいろ確認をして、滞りなくいくようにします。5月21日に県の学力状況調査がございます。それが全部CBTで行うということでございますので、また終わりましたら、終了の御報告をしたいと思います。私のほう、以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） 今、濱田参事のほうから、基本方針、夢と志を持ち、可能性に挑戦し、未来を切り開くために必要となる資質・能力の育成ということで、今年はちょっと分かりやすく、キャッチコピーをわくわく何々ということで各学校で決めていただいて、そこで取組をしていくというところで、特に本町では、個別最適な学びと協働的な学び、そしてSTEAM教育をしているんですけども、今、一斉授業、教師が一斉に教えるという授業ではなくて、やはり子どもが一人一人の課題を持って学びを進めていくというこの授業観、いわゆる学び観というか、

学力観みたいなものも含めて変えていきながら、教師はあくまで子どもの伴走者であるということで、学びを進めていく、そして、新しい時代に対応できる子どもたちの力をいかに伸ばすかというところをここに書いてありますので、また御意見等いただければと思っております。

それからテストの件、私の教育長会議の一番初めのほうにオンライン化とかいうのをちょっと赤字で書いていたと思いますが、本年度からこのC B T、コンピュータベースドテストということで、パソコン、それからタブレットを使って学力・学習状況調査を行うという、今年はその年でございます。

本町に関してはI C Tを比較的活用していますので、あまり声は出なかったんですが、実は、これまで昨年度1年間の教育長会議の中では、かなり他の町の教育長さんからは、このC B Tに関しては、国の場合は理科ということで何とか対応できるが、県の学テについては難しいんじゃないかというような御意見もありました。やはり福岡県としてはC B T、コンピュータベースドテストを進めていかなければならないということで、今年からやりますので、ちょっとその辺のところ、今後、もう紙ではなくペーパーレスのテストの時代に入っていくということでございます。ちょっと付け加えさせていただきました。

今、参事、それから寺門指導主事のほうから説明がありましたが、御質問等ございませんか。折本委員、お願いいたします。

○委員（折本 美佐子君） 折本です。わくわく〇〇（まるまる）の件についてですけれども、これはさきほどおっしゃったように、学校別にそれぞれの文言を入れるという理解でよろしいですかね。

○学校教育課参事（濱田 健太郎君） 参事の濱田です。おっしゃるとおり、学校が決めるということで、学校にいろいろ委ねながら、わくわくというところは大事にしてもらいたいということで、その後ろについては、今、学校に考えてもらってやってもらっているところでございます。

○委員（折本 美佐子君） それと、その〇〇（まるまる）のところは一言だけなのでしょう、それとも3つぐらい項目があつていいとか、それも含め学校にお任せなのでしょう。

○学校教育課参事（濱田 健太郎君） 濱田です。お任せでございますが、今、例えばチャレンジとか、そういった言葉が入っていると聞いたりしますので、また校長会等で確認をして、また皆様にも御報告できればと思います。ありがとうございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ほかに、委員の皆様いかがでしょうか。御質問、御意見等も合わせていただけたらと思いますが。鱒渚委員、お願いします。

○委員（鱒渚 尚徳君） 鱒渚でございます。可能かどうか分かんないですけど、C B Tのやり方っていか中身みたいなのって、どっかのタイミングで見れたりしますか。

○学校教育課参事（濱田 健太郎君） 参事の濱田です。県のものが公開されるかちょっとはつき

りは分らないですが、先日行われた全国学力・学習調査の中学校の理科はC B Tで実際されていて、もうネットでも公開されています。例えば、動画を見て答えるとかそういったものもありますので、そちらについてはネットで公開されていますので、御覧になることができますので、また、後ほどお伝えいたします。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。実際にこのC B Tもいきなり本番ではなくて、事前に学校のほうもテスト的に取組をしていますので、また、濱田参事、何か先生方でちょっと体験版みたいなものができれば、こちらのほうで準備をまたしたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、生徒指導のほうは、今日は特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

報告3 使用料の改定方針について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、ほかに質問がないようでありましたら、続いて、報告3、使用料の改定についてです。改定方針について説明をお願いいたします。企画財政課のほうからお二人来ていただいておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松です。すみません、説明の前にデータのあるところを御説明したいと思います。データは、事務局報告その他というフォルダがありまして、その中に3つデータが入っております。

今回の説明なんです、町の行財政改革の関係で、今、使用料の見直しを6年度から進めております。その中で、使用料の見直し方針について、今日、企画財政課のほうから説明をいただきます。使用料については、教育委員会所管の施設がかなり含まれておりますので、この方針を聞いていただくことで、将来の条例改正とか、そういったところの参考になるのではと思ひまして、今日、御説明をしていただく次第でございます。

○企画財政課企画計画係（神崎 昇平君） 皆さん、おはようございます。企画財政課企画計画係の神崎と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

資料の説明がございまして、着座にて説明をさせていただきます。

私からは、先般4月15日に策定をいたしました、築上町使用料及び手数料見直し方針につきまして、今、則松課長のほうからも御案内ありましたが、こちらの方針が、教育委員会の管理されている体育施設でございまして、社会教育施設の使用料等にも関係いたしますので、教育委員の皆様はその概要について、本日、御説明の時間をいただいたものでございます。

資料につきましては、今、御案内があったとおり、事前に事務局に御依頼をし、委員の皆様のお手元のほうにデータとして入っているかと存じますので、御覧いただけますと幸いです。

資料といたしまして、見直し方針（本編）と見直し方針（ポイント版）という2つの資料があるかと思いますが、本日は見直し方針、ポイント版でないほう、本編のほうに沿って御説明をいたしますので、そちらのほうを御覧いただけますでしょうか。

おそらくPDFファイルで、全体22ページ分あるかと思いますが。全て1ページ、1ページ丁寧に御説明いたしますと長時間に及んでしまいますので、本日は重要な点について、ポイントを絞って御説明したいと考えてございます。

まず、1ページの「はじめに」という項目を御覧ください。

こちらでは、使用料の見直し、これを進めるに至った経緯というものを記載しております。いろいろ書いておりますけれども、ポイントといたしましては、本町が旧椎田町、旧築城町の合併により誕生した町ですけれども、以前は合併により享受することができていた財政上の優遇措置、具体的に申し上げます、普通交付税の算定に当たっての合併算定替という特例措置があるんですけれども、これが合併後10年が経過したことに伴って、令和3年度以降、全く受けられなくなってしまったというところがございます。

この点につきまして、築上町では財政上の合併による優遇措置を前提に、使用料等の受益者負担について、低廉な水準を維持してきたところでございます。

しかしながら、今、申し上げたように財政上の特例措置、これが終了してしまいましたので、今回、行財政改革の取組の一つとして、全町的な使用料等の見直しを進めさせていただいているところでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。ページ番号、すみません、資料の下のほうに番号を振っているかと思いますが。そちらのページ番号で、5ページのほうを御覧ください。

こちらでは、使用料等の見直しに当たっての基本的な考え方という項目でございます。それについて簡単ですが、御説明をしたいと思っております。

まず、最も基本的な考え方といたしましては、「1. 受益者負担の原則」というふうに掲げてございます。これはまさに、教育委員会所管の体育施設や社会教育施設、こういったものがイメージしやすいかと存じますけれども、住民の方の中にも、こういった行政サービスを利用する方と利用されない方、こういった方たちがおられます。また、利用される方の中でも、その利用頻度については濃淡があらうかなというふうに考えてございます。

そうした中で、このような行政サービスの費用を全て税金で賄ってしまいますと、行政サービスから利益を受ける方とそうでない方との間で、不公平が生じることとなります。そのため、地方自治法におきまして、普通地方公共団体は、条例に基づき、使用料や手数料などのいわゆる受益者負担を徴収するということが認められているところでございます。

ここで、使用料の見直しをどのように行うのかというのが重要な点でございます。例えばで

ございますけれども、近隣の同種同規模の自治体を並べて見て、行橋市ではこうだ、豊前市ではこうだというふうに単純に比較したとしても、本町における、あるべき受益者負担の水準というものを設定することは困難でございます。

そこで、今回の見直しに当たりましては、こちらの5ページのほうに記載しておりますとおり、行政サービスを提供するに当たって、実際どの程度費用が生じているかということ进行らかにすることといたしました。これが5ページの2つ目の項目に記載しております、サービスの原価という考え方でございます。

そして、使用料等の基準額を算定するに当たっては、5ページ四角囲みで計算の式を記載しておりますけれども、このサービスの原価に受益者がそのうちどの程度、御負担をいただくべきなのかということ进行理論値としてお示しした、受益者負担割合という数値を乗じて、算出することといたしました。

ここで、一点補足でございますけれども、昨今、全国的に財政状況が厳しい自治体が多くて、多くの地方公共団体で受益者負担の見直しが進められているところでございます。今、簡単に計算式、御紹介をいたしましたけれども、今回、ただいま御説明したのと同じような方法で見直しの基準額を算定する方法、これがしばしば採用されております。

これは、これまでの予算決算制度と並行して、地方公会計制度という会計制度が地方自治体において整備・活用が進められているんですけれども、国において、この地方公会計情報を活用した受益者負担の適正化の事例を紹介して下さっているというところも背景にございまして、そういった事例がよく見られるのかなというところでございます。

なお、今回の見直しに当たって、本町におきましても、国が紹介している事例というのは参考にさせていただいているところでございます。

続きまして、そのまま続いて6ページのほうを御覧ください。

5ページから6ページ、続いて一連の内容なんですけれども、今、申し上げた見直し方法によって、計算によって見直しを進めていくんですけれども、では、この見直しによって、現行額よりも著しく高い使用料等の額を決定してしまえば、公共サービスが使いづらいと、そういったことに陥りかねませんし、逆に現行額よりすごく低い額に設定してしまえば、財政運営上、ただでさえ厳しいところが、さらに支障を生じさせてしまうというおそれがございます。

そこで、6ページの表の3に掲げるような改定限度というものを設けまして、使用料等の見直しをその範囲内で行うことで、受益者負担の激変緩和を図るということとしております。

次に、1ページめくっていただいて、7ページのほうを御覧ください。

7ページに、表の4という表がございまして。表の4は、今回の使用料等の見直しの対象とした施設の一覧でございます。おそらく教育委員会所管の施設で申し上げますと、ナンバー7の町立

小中学校から、それ以降全て、ナンバー 2 4 まで全てが教育委員会が管理されている施設かなと
いうところでございます。この多くの施設が見直しの対象に該当しているところです。

ここですみません、ちょっとこの場を借りてというところなんですけれども、今回の見直しに
当たりましては、教育委員会事務局の職員の皆様から、物件費の実績値の情報でありますとか、
各施設の利用状況など資料の御提供を賜りました。多大な御協力をいただきましたので、この場
をお借りしてお礼申し上げたいと思います。

そして、今、申し上げた対象施設、これらの具体的な、じゃあ、幾らに使用料になるんですか
という、その見直し後の使用料の基準につきましては、少しページが飛びまして、1 3 ページか
ら 1 6 ページにかけて、表でまとめてございます。

1 3 ページのほうを御覧いただければと思いますけれども、すみません、ちょっとこちらは量
が多いので、全て御説明することは、今、いたしませんけれども、この表の見方として、表の一
番右側に太枠で囲んでいる箇所があるかと思えます。調整後基準額という項目でございます。こ
ちらが最終的な今回の見直し結果を受けた、あるべき使用料等の水準ということでございます。

今、申し上げたように、非常に件数が多いので、一つ一つ確認をすることは今回はいたしま
せんけれども、お時間のあるときに御覧いただければと考えてございます。

そうしましたら、最後に、御説明すべきポイントが残り 2 点ほどございますので、その 2 点を
御説明して御報告を終了したいと考えております。

ページが飛んでしましますが、すみません、1 9 ページのほうを御覧いただけますでしょうか。

1 9 ページが、「使用料等の減免の基本的な考え方」という項目でございます。こちらにつき
ましては、冒頭でも申し上げたところなんですけれども、施設の利用などの行政サービスにつき
ましては、使用料でありますとか手数料といった形で、受益者に一定の御負担を求める受益者負
担の原則、これを本方針の根本的な考え方としているところでございます。

逆に言えば、使用料や手数料を減免するということが、この受益者負担の原則の例外的な取扱
いであるというふうに、もともと法律上もそういう考え方かなとは思いますが、今回改
めて、その旨を明記をさせていただいたところでございます。

ここで、本町の各種使用料等の根拠条例を見ていきますと、その使用料等の減免に係る具体的
な減免の要件を明確に定めているものはもちろんあるんですけれども、そのほかに、例えば、
「町長が特に認める場合」でございますとか、「教育委員会が特に必要と認める場合」など、町
の執行機関に一定の裁量を与える規定がなされている事例というのが、非常に多く見受けられま
す。

これは一般論としてになるんですけれども、こういう町長が特に認める場合、減免できるよ
うな、そういう裁量規定は、各執行機関による柔軟な行政運営を可能にする側面がある一

方で、その裁量が無制限に認めてしまうと、行政運営の公平性でありますとか、あるいは透明性、こういったものを損ねてしまうおそれもございます。

そこで、今回の使用料等の見直しと合わせまして、今、申し上げたような裁量規定による減免を行うことが認められる場面を、表の10のとおり整理をさせていただいたところです。

今後の予定としてなんですけれども、今後、この表10にまとめた内容をベースとして規則を定めて、裁量規定による減免の取扱い、これを全庁的な統一、図ってまいりたいと考えてございます。

最後に、一番最後のポイントなんですけれども、21ページ、そして22ページ、こちらを御覧ください。

資料の一番最後の部分でございますけれども、こちらには、今回の使用料等の見直し方針を策定するまでに至ったそのプロセスと、町の最上位計画である総合計画などとの関係性、そして、住民意見の反映の方法などをこちらではお示しをしております。

すみません、ちょっと詳しくは御説明しないんですけれども、今回の方針の策定に当たっては、総合計画の策定以降、順を追って丁寧なプロセスを経てきたところというふうに、私どもとしては考えてございます。

最終的に使用料等を改定するためには、その根拠となる条例の改正が必要でございますけれども、まさに議会のほうの御理解が欠かせませんけれども、議会のほうにも、こういったプロセスを通ってきたということを含めて、今後、御理解を賜ってまいりたいと考えているところでございます。

すみません、長くなってしまいましたけれども、以上が使用料等見直し方針の内容の御報告でございます。教育委員会及び教育委員会事務局の皆様におかれましては、引き続き各種条例の改正等、使用料等の改正に向けて、御理解、御協力をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御報告のお時間いただきまして、どうもありがとうございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。ただいま、使用料の改定方針について、企画財政課のほうから丁寧に御説明いただきましたが、委員の皆様方、御質問等ございませんでしょうか。折本委員、お願いします。

○委員（折本 美佐子君） 折本です。本当に丁寧に分かりやすい説明をありがとうございました。よく理解いたしました。

もう料金が上がるということは、理由もしっかり述べてくださったので仕方がないことだと思っておりますし、私が常日頃思っていることは、やっぱり料金が安すぎると大事にしないとか、そういうことがあるんですね、現実的に。なので、この改定とともに、町民の意識も上がるよう

にしていったらいいんじゃないかな、公共のものを大事にするとか、使用料がかかるということ。そういうものも上がってくれたら、自分自身もそうですけど、いいなと思っております。どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

○企画財政課企画計画係（神崎 昇平君） ありがとうございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。ほかに委員さん方、ございませんか。なかなか教育委員会、かなり施設を持っておりましてね。鱒淵委員、お願いいたします。

○委員（鱒淵 尚徳君） 鱒淵でございます。すみません、サンスポーツとかの照明とかは別ですか。

○企画財政課企画計画係（神崎 昇平君） 企画財政課、神崎でございます。ただいま御質問いただきました、いわゆる照明料でありますとか、あるいは御質問以外の部分ですと、例えば中央公民館の冷暖房の費用、いわゆる実費弁償的な性質を持つ費用でございますけれども、今回そういった使用料については、見直しの対象外というふうにさせていただいているところでございます。今回、途中5ページ、6ページのところで基本的な考え方を少し御説明をさせていただきましたけれども、いわゆるサービスの原価という考え方がなじむもののみを抽出して、見直しを進めてまいったところございまして、御質問いただいた部分につきましては、見直し対象外とさせていただいております。

ただ、今回の見直しと併せて、この見直し方針に入っていないものであっても、各所管課におきまして、実際のコストなどを踏まえて適切な形に改正をしていただきますと、私どもとしては、大変ありがたいかなというふうに考えているところです。

○教育長（久保 ひろみ君） よろしいですか。ほかに委員さん方、ございませんか。大丈夫ですかね。

本当に教育委員会にも、いろんな施設がありますので、こうやって施設の使用料を見直しするというタイミングで、様々な部分を再度見直していく必要があるのかなと思っておりますので、また委員の皆さん方には、いろんな御意見をいただくことになろうと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、この企画財政課からの使用料の方針についての質問は、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） では、企画財政課の皆さん、本当にありがとうございました。

（5）議事

議案第12号 椎田中学校区小中一貫校名称候補の選定について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、議事に入ります。

資料は議案資料フォルダを御覧ください。

議案第12号 椎田中学校区小中一貫校名称候補の選定についてを議題といたします。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課参事（濱田 健太郎君） 学校教育課参事の濱田です。議案第12号のフォルダの中を御覧ください。ただいまから、議案第12号 椎田中学校区小中一貫校名称候補の選定について、この後、御協議をいただきます。それに先立ちまして、私から説明をさせていただきます。

改めまして、本議案の椎田中学校区小中一貫校は、椎田中学校、新たな校名として決定した椎田小学校、八津田小、その3校を合わせた小中一貫校となります。こちらの名称の〇〇（まるまる）学園となり、この名称を選定していただく協議となります。

こちらの選定に先立って、最終3点上がってきているものが、02のほうのデータにあります、平仮名のきづき、築上椎田、未来共創、こちらの3点となっております。名称の募集につきましては、2月1日から2月28日まで実施してきたところです。

募集の経過についてですが、募集要項の決定に沿わないものを除いて、347点の応募がございました。校名の種類につきましては226点となります。こちらの一覧につきましては、データの03のほうにございます。

この応募一覧を基に、3月26日に開催した第3回開校準備協議会の総務部会におきまして、選定をいたしました。こちらの総務部会での選定の経緯について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、04の校名選定経緯のデータを御覧ください。

この表は総務部会員の皆様に、部会開催前にそれぞれ5点を選んでいただき、集計した結果となっております。こちらの表を基に、総務部会で協議いたしました。

協議内容としましては、まず、事務局のほうから、先ほど申し上げたような選定の経緯を説明したり、委員の皆様にもお配りしておりますこちらの学校のコンセプトの未来志向であるとか、そういった説明を行った上で、その後、選定の協議を行ったところでございます。

選定の経緯といたしましては、こちらの表にあるように、まず、事前選定で1票だったものは除外いたしました。そして、類似した名称を整理して、未来共創、きづき、築上椎田をまず残し、その後、視点別に整理し直し、協議をしたのですが、一番初めに、学校のコンセプトの視点から未来共創、こちらがまず選定されました。その次に、地名の視点から築上椎田が選定され、最後に築上町のイメージの視点から、きづきが選定されたという経緯でございます。

結果を改めて整理いたしますが、未来共創につきましては、新小中学校のコンセプトを表しているという理由から、築上椎田につきましては、地名を入れるという観点から、きづきについては、築上町のイメージからという理由で、この3点が選定されております。

なお、名称につきましては〇〇（まるまる）学園となっておりますが、使用するイメージをこの総務部会の中でもお話をしたのですが、〇〇（まるまる）学園築上町立椎田小学校と、いった

形を想定しております。例えば、未来共創であれば、未来共創学園築上町立椎田小学校、こういった使い方になる予定です。

それでは、初めに申し上げましたとおり、本日は委員の皆様には御協議の上、この3点から1点選定していただきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から、議案第12号について、総務部会で3点に絞り込んだという説明がございました。

ここで、委員の皆さんから御質問を受けたいと思いますが、どなたかありませんでしょうか。この中から決めてまいりますので、決める際に御意見等があれば、ここで出していただければと思いますがいかがでしょうか。お願いします。

○委員（折本 美佐子君） 折本です。意見といたしますか、今、濱田参事の話をついて、〇〇（まるまる）学園のところに、築上椎田学園が来ると、その後、町立椎田というのが来るから、椎田が重なるという感じがいたしました。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） そういうところも、やっぱり声に出して読んでみないとイメージが分からないので、この委員会の中でも実際に、例えば、ここにありますように、未来共創学園築上町立椎田小学校というような言い方になりますし、築上椎田学園築上町立椎田小学校になりますし、きづき学園築上町立椎田小学校という感じになりますので、長くこれからも使っていくところがございますので、ちょっとそういうところもおきながら、正式名称で呼ぶとそういうふうになるというところですので、そういうところもお考えいただいて、最終決定をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（小林 正尚君） 築上椎田につきましては、先ほど意見があったように重なりが出てくる感じがあります。

それから、きづきと未来共創なんですけど、きづきに関しては、町民とかこの辺の所の方は、語彙的な部分は分かるんですけど、ちょっと対外的とか、小学生とか子どもとかが分かりやすい意味でいうと、個人的には未来共創のほうがコンセプトにも合っていて、未来共創学園何々というふうなので、万人受けがいいというかそういう感じがするので、個人的には未来共創のほうが何かちょっと合ってるのかなというふうに感じます。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ほか、いかがでしょうか。

最終的にはいろんな決め方があるかと思いますが、意見を出し尽くした上で、最終的に投票とかいろんな形があるかと思いますが、まずはちょっと、この名称に対する委員の皆さん方の思

いとか、こうじゃないだろうかというのを出示していただいて、最終的に絞り込みをしていきたいと思いますが、特にもうございせんか。折本委員、お願いします。

○委員（折本 美佐子君） 折本です。悩んでいるところを話します。築上椎田は私の中ではありません。

未来共創、とてもいいと思うんですけども、きづきと比べたときに、図書館がきづきの杜ということで、ここをきづきとしたら、築上町という感じが出るのかなと、きづき学園としたら、何となく統一感というのがあるのかなというところで考えます。

それと、未来共創はカッコいいというか、本当にこれからの未来を生きていく子どもたちをイメージしたときに、とてもいいなという感じもありまして悩んでいます。それだけです、すみません。

○教育長（久保 ひろみ君） よろしいですかね、どうでしょうか。いいですか、どうぞ。

○委員（麥田 猛美君） 麥田でございます。3つから選ぶというのはとても難しいんですが、子どもを育てる場所として、未来共創というそんな大きな括りでいいのかなという気持ちもちよっとするんですよね。むしろ地域で子どもを育てる場なわけだから、地域の名前をやっぱりある程度、生かしたような名前で作ってほしいなというふうに思います。

考え方として、未来共創というのは物すごく先の目標みたいな感じでいいかも分からないけど、ちょっと自分の中では抵抗があります。

以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） 鱒淵さん、お願いします。

○委員（鱒淵 尚徳君） 鱒淵でございます。僕もすごく悩んでいるところで、折本先生と大分かぶるところがあるんですけど、コンセプトは、本当に未来を共に創っていくというイメージが湧くところとは分かるのと、きづきが平仮名というところも、ちょっとインパクトが弱い部分があるかなというような感じも受けるのは思います。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） それではお諮りしたいと思います。

採決については、会議規則第8条の第2項のただし書の規定に基づいて、無記名の投票により採決を行いたいと思いますが、どうでしょうか。異議ございせんでしょうか。それで決めていいでしょうか。絞り込むのがなかなか難しいかなと思うんですが、よろしいですか。

一応、この名称については、この教育委員会で、総務部会で選定されたこの3つの中からもう絞り込まなければならないということになっておりますので、無記名の投票による採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。事務局、何かありますか。では、非常に悩まれておられると思いますけれども、どうですか、丸するのか、書くのか。

○学校教育課長（則松 裕司君） 投票の方法でございますが、今から投票用紙をお配りします。
その中に、議案の説明の中にあります、自分が一番いいと思う名称を記入していただく形になりますので、よろしくをお願いします。

○教育長（久保 ひろみ君） どうですか、皆さん、異議はございませんでしょうか。いいですか。
この中の3つから選んでいただくことになります。それでは、今から、無記名の投票により採決を行うということが決定いたしましたので、投票用紙の配付をお願いいたします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 補足で御説明します。今回の場合、投票の結果、最多数の票が同数、2票、2票ということも考えられますので、その場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項の規定により、教育長の決定するところということになりますので、補足の御説明をさせていただきます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま、配付しています投票用紙に、中学校区の小中一貫校の名称候補としてふさわしいものを1つ御記入ください。

それでは、投票用紙を回収してください。

それでは、投票の結果を報告いたします。未来共創が2票、築上椎田が1票、きづきが1票です。したがって、議案第12号椎田中学校区小中一貫校名称候補の選定について、一貫校の名称は、未来共創に決定いたしました。ありがとうございました。皆さん、御協力ありがとうございました。

議案第13号 学校運営協議会委員の任命について

○教育長（久保 ひろみ君） 次に、議案第13号学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育係長（岡部 勇祐君） 学校教育課、岡部でございます。議案第13号学校運営協議会委員の任命について、御説明させていただきます。議案書フォルダの中の議案第13号というフォルダをお開きいただきまして、令和7年度学校運営協議会委員名簿というPDFファイルをお開きください。

今年度も、学校運営協議会委員について、各学校長から推薦書を頂きまして、令和7年度は小・中合わせて95名の方について推薦がございました。昨年度に比べて、小学校、中学校の学校運営協議会委員を兼任していただける方も増えておりまして、お名前の横に星マークがついている方、こちらの方が小学校、中学校の学校運営協議会委員を兼任していただける方になっております。特に、椎田中学校学校運営協議会については、椎田中学校区の5つの小学校区から委員の推薦がございまして、5名の方が小学校、中学校の学校運営協議会委員を兼任していただくことになっております。

なお、黄色塗りになっている方々、こちらの方々は、令和7年度から新たに対象校の学校運営協議会委員として、学校運営に参画いただく方々になっておりまして、さらに赤字になっている方、こちらの方々は、昨年度、学校運営協議会委員ではなかった新規の方々になっていることを申し添えさせていただきます。

簡単ですが説明は以上となります。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から議案第13号について説明がございました。

ここで委員の皆様から御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんでしょうか。鱒淵委員、お願いします。

○委員（鱒淵 尚徳君） 鱒淵でございます。すみません、これまだPTAとか、まだ総会前だと思っておりますけど、承認されなかった場合とか、変更になる場合がもしあった場合は、また変わるという可能性がありますか。

○学校教育係長（岡部 勇祐君） 学校長から推薦を頂いているので、今回の教育委員会の結果を対象校の学校長のほうに報告させていただいて、ちょっと協議させていただく形にはなるかと思っております。

○教育長（久保 ひろみ君） よろしいでしょうか。ほかに御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第13号について、承認することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第13号学校運営協議会委員の任命については承認されました。

議案第14号 築上町ICTアドバイザーの委嘱について

○教育長（久保 ひろみ君） 次に、議案第14号築上町ICTアドバイザーの委嘱についてを議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課参事（濱田 健太郎君） 学校教育課参事、濱田です。議案第14号のフォルダの中を御覧ください。

議案第14号築上町ICT教育アドバイザーの委嘱について説明いたします。

こちらにつきましては、築上町ICT教育アドバイザーの委嘱についてのものがございます。本町は、小中学校等のICT教育環境の改善、充実に向け取組を進めております。そちらが円滑かつ計画的に推進することを目的といたしまして、中村学園大学教育学部教授の山本朋弘氏に、引き続きお願いしたいと考えているところでございます。

皆様も御存じのように、山本教授につきましては、ICTはもとより、STEAM教育の推進につきましても、大変多くの御指導をいただいております。

委嘱の期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。説明は以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま、事務局から、議案第14号について説明がございました。ここで、委員の皆様から、御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第14号について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第14号築上町ICTアドバイザーの委嘱については、承認されました。

議案第15号 築上町社会教育委員の委嘱について

○教育長（久保 ひろみ君） 次に、議案第15号築上町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

では、事務局から説明をお願いします。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） 生涯教育課社会教育係、岡部でございます。

私のほうから、議案第15号築上町社会教育委員の委嘱について説明を差し上げたいと思います。

データにつきましては、議案第15号フォルダ内のPDF2点ございます。そちらの資料を開きください。

こちらにつきましては、築上町社会教育委員条例第4条の規定に基づき、築上町社会教育委員に委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

PDFの名簿データございますとおり、今回の委嘱につきましては、令和7年度の人事異動に伴うものでございまして、対象者は、下城井小学校長、大林多恵子氏1名となっております。任期は、令和8年3月31日までです。御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま、生涯学習課から、議案第15号について説明がございました。

ここで、委員の皆さんから、御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第15号について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第15号築上町社会教育委員の委嘱については、承認されました。

議案第16号 築上町図書館協議会委員の任命について

○教育長（久保 ひろみ君） 次に、議案第16号築上町図書館協議会委員の任命についてを議題とします。

では、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課参事（脇山 千賀子君） 生涯学習課の脇山でございます。私からは、議案第16号築上町図書館協議会委員の任命について、御説明申し上げます。

資料は、データのPDFを御覧ください。

築上町図書館協議会は、図書館法第14条の規定により設置しており、図書館協議会委員は、築上町図書館条例に基づき、委員の定数は7人以内、任期は2年とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験者をもって構成しております。

今回、学校教育関係者の人事異動に伴い、委員の変更がありましたので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

任期につきましては、築上町図書館協議会規則第3条第4項の規定により、前任者の残任期間となることから、令和8年3月31日までとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま、生涯学習課から、議案第16号について説明がございました。

ここで、委員の皆様から御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） では、質問、御意見がないようですので、議案第16号について、承認することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第16号築上町図書館協議会委員の任命については、承認されました。

議案第17号 築上町教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） 次に、議案第17号築上町教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

では、事務局から説明をお願いします。

○学校教育係長（岡部 勇祐君） 学校教育課、岡部でございます。議案第17号築上町教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明させていただきます。

議案書フォルダの中の議案第17号というフォルダをお開きいただき、新旧対照表というPDFファイルをお開きください。

後ほど議案第18号でも御説明させていただきますが、本規則は、今後、築上町立中学校に設置を検討しております部活動指導員を会計年度任用職員として任用するに当たり、本規則第2条の職種に部活動指導員を追加するものであります。また、このたび、本規則第2条の職種について精査したところ、今後、任用予定のない職種がございましたので、併せて削除するものでございます。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま、学校教育課から、議案第17号について説明がございました。

ここで、委員の皆様から、御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第17号について、承認することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第17号築上町教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則の制定については、承認されました。

議案第18号 築上町立中学校部活動指導員設置要綱の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） 次に、議案第18号築上町立中学校部活動指導員設置要綱の制定についてを議題とします。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育係長（岡部 勇祐君） 学校教育課、岡部でございます。議案第18号築上町立中学校部活動指導員設置要綱の制定について、御説明させていただきます。

議案書フォルダ内の議案第18号というフォルダをお開きいただきまして、議案第18号と、

原議というPDFファイルをお開きください。

現在、各中学校の部活動は、地域の方々などに部活動外部指導者として御指導いただいております。ただ、この部活動外部指導者の方々は、単独での指導や大会等の引率を行うことができないため、必ず教職員が同行する必要がございました。

このたび、設置する予定の部活動指導員の職務は、第4条第1項各号のとおりであり、単独での指導や大会等の引率を行うことができるため、教職員が同行する必要はございません。

本要綱を制定し、部活動指導員を設置することで、部活動の指導体制の充実はもちろんですが、教職員の負担軽減を図ることができると考えておりますので、御承認のほどよろしく願いいたします。

簡単ですが、説明は以上となります。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま、学校教育課から、議案第18号について説明がございました。

ここで、委員の皆様から質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第18号について承認することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第18号築上町立中学校部活動指導員設置要綱の制定については、承認されました。

以上で、議事は終了いたします。

（6）協議事項

① 椎田中学校区小中一貫校スクールバスの運行について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、協議事項1、椎田中学校区小中一貫校スクールバスの運行についてです。

事務局から説明をお願いします。

○学校教育課参事（濱田 健太郎君） 学校教育課の濱田でございます。資料につきましては、協議事項の中に、協議事項①の中に01と02の2つのファイルがございます。こちらを御覧いただきたいと思っております。

協議事項01、椎田中学校区小中一貫校スクールバスの運行について、まず説明をいたします。

本件につきましては、開校準備協議会の通学PTA部会のほうで協議を重ねている事項でございます。スクールバスの運行につきましては、02のほうです。02の通学方法原案とあるファ

イルですが、こちらのほうをまず、教育委員会の原案として示して、協議を重ねてまいりました。こちらの原案につきましては、家から学校までの通学距離が2キロメートルを超える小学生を対象としており、中学生については対象としていないという原案でございます。この原案を協議を重ねてきたんですが、関係の各校に持ち帰っていただき、各校での意見を集約して、そして、また協議をするというところを今重ねてきたところでございます。

この協議の中で出た意見ですが、通学距離について、低学年の距離を短くしてはどうかといった意見などもありましたが、この2キロメートルという距離につきましては、おおむね了承をいただいているところです。

ただ、一方としては、各校から多く頂いた御意見は、中学生が乗車可能にはならないのかという、そういった御意見は多くございました。原案では、小学生までがスクールバスに乗っていても、中学校に進学するとしても乗れなくなると、そういった事象も生じますし、遠方のほうから自転車で通学せざるを得ないというところが実際起きてしまうということが考えられます。

そこで、今度は01のほうのファイルを御覧ください。スクールバス通学案でございます。その原案を基に修正案のほうを提案いたします。こちらの修正案につきましては、登校、下校ともに、中学生が乗車する案としております。

本案では、小学生、中学生が同じ便に乗るものとして考えております。このことにより、バスのサイズが、小中学生が同乗できるサイズ、そういったものにする必要はありますが、小学生便、中学生便を別にしないことで、増便による運営費を抑えることができると考えております。

この便を同じとすることにつきましては、今、教育課程の時程の今年度から新しくしております、あまり大きな小学生と中学生の下校の時間の差も出ませんので、そういったものも実際に運用は可能かと考えております。

なお、現段階ではありますが、小中学生を合わせて1台のバスで全て乗車できる、便ごとに1台で乗車できるものと考えております。

例えば、旧小学校区ごとに4便のバスを、椎田小校区、葛城小、小原小、西角田小です。この4便を出したと仮定した場合でも、現段階では、小中学生合わせても1台で乗車可能というふうに考えております。

本日は、この修正案につきまして御意見を頂き、ここで御了承いただければ、今後はバスの運行ルートなどの具体的な検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。今、バスの通学方法について御説明をさせていただきましたが、委員の皆さんから御質問とか、御意見を受けたいと思いますが、どなたかございませんでしょうか。

○委員（**麥田 猛美君**） 麥田でございます。原案で中学生が対象外になっている根拠を教えてください。

○学校教育課参事（**濱田 健太郎君**） 学校教育課の濱田でございます。

一つ大きなところは、椎田中学校の現在地は変わらないということになりますので、今現在、椎田中学校の校区のお子さんは、バスに乗らずに通っておりますので、中学生は乗らないというところが原案でございます。

○教育長（**久保 ひろみ君**） よろしいですか。そもそも今が中学生は自転車で行っていますので、そのところから協議がスタートしたということなんです。それで、今回、通学部会のほうで御意見を頂いていく中で、やはりそれは小学校で乗っていたのに、中学校で乗れませんというのはどうですかというところで、この修正案を今考えているので、委員の皆様方から御意見を頂きたいと思っているところです。

○委員（**麥田 猛美君**） 麥田です。

中学1年生と中学3年生というと、体格的に親子ぐらい違うんです。だから、最初のスタートが、小さいほうに行ってくれば、そんなことには多分ならなかったんじゃないかと思うんですけど、見てたら気の毒なぐらい小さな子もいますし、私よりも大きい子もおるわけです。その子供たちが安全に学校に来れるかどうかというのがやっぱり基本でなければいけないのに、そもそも何でそれが対象外になるのかというのが、私には分からない。子供を安全第一に考えて、要するにバスをチャーター、契約しているわけですから、それを最優先にせにゃいけないんじゃないかなと思うんです。

修正案が出ているからいいんですけど、もう少しその辺のところに、思いやりというか配慮というか、親の気持ちを反映していただかないといけんんじゃないかなというふうに思っています。だから、ぜひ修正案のほうで進めてください。

以上です。

○教育長（**久保 ひろみ君**） ありがとうございます。ほかにございませんか。いいですか。

実際のところは、最終的に乗るか乗らないかというのは、希望も取ってきて、数も変わったり、現実的にはバスを出す必要性がないということもあるかもしれないけれども、今、麥田委員がおっしゃられたように、やっぱり子供たちがスムーズに中学校生活がスタートできるというところから進めていってほしいということですので、この御意見を踏まえまして、スクールバスの運行について、これから運行ルートとか、それから、バスの運行台数などの協議を通学PTA部会と進めてまいりたいと思っているところでございます。ありがとうございます。

②椎田小学校校歌歌詞フレーズ募集要項について

○教育長（**久保 ひろみ君**） それでは、協議事項の2、椎田小学校校歌歌詞フレーズ募集要項に

ついてです。事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課参事（濱田 健太郎君） 学校教育課、濱田でございます。

今度は協議事項の2のほうを御覧ください。

こちらは、新たな校名として決定いたしました椎田小学校の校歌の歌詞についての募集の要項でございます。こちらにつきましては、総務部会のほうで協議を重ねてきたところでございます。

改めてですが、新しく校名として決定した椎田小学校については、現椎田小、葛城小、西角田小、小原小の4校が統合して開校する椎田小学校の校歌制作に関わる募集要項になります。

本日は、この本案について、御意見を頂きまして、その後、修正を加えて、その後、募集を開始していきたいというふうに考えているところでございます。

では、募集要項のほうを説明いたしますので、募集要項のほうを御覧ください。

まず、募集内容についてでございますが、言葉やフレーズを募集するということで、言葉というところに関しましては、一つの単語、羽ばたきとか輝きとかそういったものであったり、フレーズは2語以上の単語からなるので、未来へ羽ばたくとか、そういった言葉やフレーズを募集するというものでございます。募集のときには、現在の4校の歌詞も参考に見れるようにしたいと考えており、期間ですが、5月1日から5月31日の1か月間を考えております。

そして、応募資格につきましては、町在住の方、通勤、通学されている方や卒業生としております。

条件につきましては、1人3点までと考えています。そして、言葉やフレーズに込めた思いや、つけた理由、そういったものも書いていただくと考えています。

応募方法につきましては、従来の小学校や学園名の募集と同じように、応募用紙に書き込んで、回収箱で投函するものや、郵送やインターネットの3点を考えております。

そして、選定方法については、少しこれまでと違いますので、丁寧にちょっと説明をさせていただきます。選定というふうにしております。まず、集まった言葉やフレーズにつきましては、総務部会の折に、こういった募集、応募がございましたということを皆様に紹介をして、そこに出ている言葉やフレーズについて協議をしていただくということにしております。この言葉がいねとか、そういったことの御意見を頂くような場です。

ですので、ここで話合いの中で、5点に絞るとか、10点に絞るとか、そういった数の選考については行わずに、そういった広く意見を頂く場というふうにして考えております。

その後に、教育委員会会議のほうで選定するという流れにしたいと思います。ここに付きましても、特別数等はまた絞っていないところでございます。

そして、最終で選定された言葉やフレーズについて、依頼する作成者の方にお渡しするということになります。現段階では、校歌の作詞・作曲者は同一人物に依頼する予定となっております。

そして、制作の過程上、言葉、フレーズの語尾を変えたりとか、そういった可変が生じる可能性があるということ。そして、選定されたもの以外にも、こういった応募があったという一覧のものはお渡ししたいと考えております。

結果につきましては、広報誌や町のホームページで公表したいと考えております。

その他につきましては、こちらの権利等に関わることを整理をしております。その次には、紙の募集要項を添付している形になります。

では、こちらの募集要項案について御意見を頂き、修正かけて今後進めてまいりたいと思いますので、ぜひとも御意見のほどをお願いいたします。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。ここで、委員の皆様から、御質問、それから、御意見を受けたいと思います。どんな方からでも結構でございます。いかがでしょうか。

○委員（鱒淵 尚徳君） 鱒淵でございます。すみません。このフレーズとかは、校歌の中の、多分3番まで歌詞があるのか、4番まであるか分かんないですけど、どれでも使えるという意味なのか、1番限定とかという、そこの表記がちょっとなかったので、一般的にイメージはやっぱり1番みたいな感じになるかもしれないと思うので、そういう幅広く使うよというようなフレーズがあってもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。3番まで作るのかとか、ちょっとその辺もまだ決まっていませんので、校歌の中ということになってますので、すみません。

折本委員、ありますか。

○委員（折本 美佐子君） 折本です。ト音記号がついたタイトルがあるところの下の文章です。上から2段目の開校に合わせて校歌製作しますの、製作という漢字が、この漢字じゃないほうがいいと思います。機械とか何とかっていうニュアンスの字だと思うので、ここで使うんだったら作成します。作るに成る、成長の成です。作成しますがいいと思います。

そして、2枚目のところの、6番、選定方法及び結果の公表のところの③最終で選定された言葉、フレーズについては、校歌作成者っていうところのこの作成のところは、制作者、下の段にある校歌制作者とあるんですね。作成者と制作者っていうのが2つなっているの、下のほうに合わせたほうがいいかなと思います。この制作っていうこっちの字のほうが、何か調べましたけど、クリエイティブな内容のものに対して使う漢字ということだったので、この下の制作者を上のほうにも使ったほうがいいのかなと思います。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） 他にございませんか。ちょっと私も気がついたんですけど、米印が

2の下で、②の下に米印、そして、③の下に米印が2つあるじゃないですか。それ米印だけ下のほうには持ってこれないんですよ。これ2に係る部分だけということか。2ページ目の選定方法があるじゃないですか。2の下に1つだけ米印がついています。3の下に、今度、2つ米印がついています。だから、選定方法①、②、③というふうにしておいて、そして、下のほうにただし書きじゃないけど、米印みたいなものを持ってきても見やすいかなと。お願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。皆さんたちがたくさん出してくれて、その思いを全部入れられるわけではないとは思いますが、そういう思いが入った効果ができると、本当にうれしいなと思っておりますので、委員の皆様方も奮って御応募いただければと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに質問、それから、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、今日頂きました御意見を踏まえて募集を行ってまいりたいと思います。

（7）連絡事項

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、連絡事項です。事務局からお願いいたします。

○学校教育課長（則松 裕司君） それでは、連絡事項です。学校教育課、則松です。連絡事項です。まず、2点あります。1点目が、令和7年度中学校体育大会についてです。日程は、次第のほうに記載しております、椎田小学校、築城中学校とも5月17日土曜日となっております。椎田中学校のほうから、委員の皆様方に御案内書が届いておりますので、お手元にお配りしております。皆さん御確認いただきたいと思います。

それから、もう1点、議事録の作成が遅くなっているんですが、令和7年3月定例会の議事録を、明日タブレットのほうにアップしたいと思いますので、次回、委員会までに御確認をお願いいただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） そのほか、委員の皆さんからはございませんか。大丈夫ですか。

③築上町図書館条例の全部を改正する条例の制定について【非公開】

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、これで、令和7年4月の定例会を閉会いたします。長時間の御審議ありがとうございました。

午前10時24分閉会